

いじめ防止等対策の取り組みについて

| | 点検項目 | 令和5年度の取組に対する自己評価 | 改善のための措置 | 改善時期 |
|----|---|---|--|------------------------------|
| 1 | 機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の間で共通理解を図り、いじめの認知が確実に実行されるよう意識啓発を行った。 | 年度当初に、全教職員へ「いじめ防止等基本計画」についてメールで周知し、令和5年12月に第20回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修の「録画配信」を視聴による研修を行い、いじめに対する意識啓発を行った。 | 年度当初に全教職員へいじめの定義を周知し、日常的に閲覧できるようHPに掲載し共通理解の促進を図った。引き続き、全教職員へいじめの定義の周知を行い、いじめの定義等についての理解度チェック（機構作成予定）を実施する。 | 機構による理解度チェックに関するフォームが作成され次第。 |
| 2 | 定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。 | 定期的（2ヶ月に1度）にいじめ対策委員会を開催し、学生情報の共有、いじめ案件に係る対応方針の協議を行った。このほか、学生へのアンケート調査の内容の検討や調査結果の共有・考察・必要がある場合の対応方針の協議を行った。なお、急を要すると委員長が判断した場合は、臨時で委員会を開催し対応方針の協議を行った。 | 引き続き、いじめ対策委員会を定期的（2ヶ月に1度）に開催し、必要に応じて臨時で開催する。 | |
| 3 | 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。 | いじめの未然防止や早期発見等に資する能力を向上するため、全教職員に対し、令和5年12月に第20回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修の「録画配信」を視聴による研修を企画（いじめ対策委員会協議）し、R5年12月22日～R6年3月8日の期間で実施した。適宜メールによるリマインドを行い、受講率は85%であった。 | 第21回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修の「録画配信」による研修を実施する予定である。受講率が100%となるよう繰り返し周知し、期間内に実施出来ない状況の場合は、別途実施期間を設ける。 | 録画配信を令和7年1月～3月に実施予定 |
| 4 | 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。 | いじめ対策委員会がいじめ防止等における適切かつより実効性の高い取組を実施するため、令和2年6月30日に制定されたいじめ防止等基本計画において、本校のいじめ防止等に関する措置を実行的に行い、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うことを明記しており、このことを毎年度当初にメールで全教職員に周知している。（令和5年4月4日に周知） | 引き続き、いじめ防止等基本計画において役割を明記し全教職員に周知する。 | |
| 5 | いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。 | いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのため、令和5年2月開催のいじめ対策委員会においていじめ防止プログラムを策定し、令和5年度当初にメールで全教職員に周知（令和5年4月4日に周知）した。 | 引き続き、全教職員へいじめの定義を周知し、日常的に閲覧できるようHPに掲載し共通理解の促進を図る。 | |
| 6 | いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。 | 学生相談室や他の教職員が、普段の生活態度やいじめアンケート等の結果から、学生の気になる様子を把握した場合は、適切かつ迅速にいじめ対策委員会に報告するよう同委員会で作成した早期発見・事案対処マニュアルに明記しており、年度当初に教職員宛てにメールで周知徹底（令和5年4月4日に周知）した。 | 引き続き早期発見・事案対処マニュアルを全教職員へ周知し、日常的に閲覧できるようHPに掲載する。 | |
| 7 | 機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。 | 機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義を本校HPに記載しており、全教職員にメールで周知（4月4日）している。また、新居浜工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（重大事態への対応フロー図）において、重大事態に関する事実関係を把握するための調査（いわゆる「法第28条調査」）の実施を、いじめ対策委員会を行うことを定めている。 | 引き続き、年度当初にいじめ防止等基本計画を全教職員へ周知し、日常的に閲覧できるようHPに掲載する。 | |
| 8 | いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようにしている | いじめ対策委員会（関係教職員にも適宜出席願う）で、学生の実態や指導の経過等の情報の共有を行っている。また、適宜、Teamsを使用し迅速に関係教職員で共有できるようにしている。 | 引き続き、いじめ対策委員会の定期開催のみならず、必要に応じた臨時開催やTeamsを活用し、関係教職員で情報を共有する。 | |
| 9 | 令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか | 令和5年2月開催のいじめ対策委員会において、同年度のいじめ防止等基本計画、いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルの実行性があるかを検証した結果、現在のマニュアルで対応できていると評価したが、より実行性・確実性を高めるため、早期発見・事案対処マニュアルに「いじめ対策委員会における対応フロー図」を追記し、令和6年度に反映している。 | 高専機構のいじめ防止等対策ポリシー等の一部改正に合わせて担当事務において見直し作業を行っており、年度末にいじめ対策委員会において点検を実施し、必要に応じて改正を行う。いじめ防止等対策ポリシー等の再改正（R6年度機構作成予定）が行われた場合は、改正を行う。 | 高専機構からいじめ防止等対策ポリシー等の再改正があり次第 |
| 10 | 学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。 | 年4回（5月・7月・11月・1月）実施し、集計された回答結果を基に、いじめ対策委員会にて情報共有している。また、注視すべき学生を認めた場合には、当該学生の担任もいじめ対策委員会に出席し、同委員会にて情報共有している。 | アンケート内容について検討し、直接的ないじめの表現を変更した。引き続き年4回実施し、その結果をいじめ対策委員会に報告する。 | 令和6年7月 |
| 11 | 「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている | 本校では、スクールカウンセラーは非常勤のためいじめ対策委員会の構成員にはしていないが、いじめ事案に関しては学生相談室長を通じてスクールカウンセラーに情報共有している。また、スクールカウンセラーが得た情報は、いじめ対策委員会（関係教職員に適宜出席願う）において、関係教職員に共有している。 | 引き続き、スクールカウンセラーと連携し、学生支援のため情報共有を行う。学生相談（いじめ案件含む）について、スクールカウンセラー、いじめ対策委員の常勤看護師、学生相談室長の間で情報共有を常に行い、スクールカウンセラー、いじめ対策委員会等学校関係者がそれぞれに得た情報についても共有している。 | |
| 12 | 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。 | いじめの早期発見に向けた学生向けの取組（研修）として、始業式において学生主事講話を行っている。昨年度は、情報教育センターによるSNS活用等セキュリティに関する講話を行った。なお、研修とは異なるが、長期休業期間においては、自宅での意識啓発活動が繰り返し行えるよう、SNSに不適切な書き込みを行うことにより、いじめにつながる内容を記したプリント配布を年3回（7月、12月、2月）実施している。 | 引き続き、学生主事による主事講話や情報教育センターによるSNS活用等セキュリティに関する講話を行うとともに、長期休業期間の生活における注意点を記したプリントを年3回配布する。 | |
| 13 | どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。 | 始業式において、いじめ行為について学生主事講話の中で、SNSの不適切な使用により他人を嫌気持にさせるような書き込みや、自分自身にいじめの意図がなくとも、相手に取ってみると、いじめと受け止められる場合があることを説明している。なお、研修とは異なるが、長期休業期間においては、自宅での意識啓発活動が繰り返し行えるよう、SNSの不適切な使用により、いじめにつながる内容を記したプリント配布を年3回（7月、12月、2月）実施している。 | 引き続き、学生主事による主事講話や情報教育センターによるSNS活用等セキュリティに関する講話を行うとともに、長期休業期間の生活における注意点を記したプリントを年4回配布する。 | |
| 14 | 学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。 | 学生会保健局、及び、各クラスの保健委員で構成される保健委員会（月1回程度開催）においてピアサポートに関する研修・学習会を実施している。保健委員会には学生相談室員（教員）および看護師、学外カウンセラーも同席し必要に応じてアドバイス等を行っている。委員会で学んだことを各委員がクラスに持ち帰り、情報共有することでピアサポートに関する理解を学生全体に広げている。お互いに支え合う、悩みを打ち明けやすい関係を作る、困っている様子の仲間を気に掛ける（助ける）等の意識向上は、いじめ予防や早期発見等にも繋がる。 | 引き続き、研修・学習会を行い、ピアサポーター体制により実施する。 | |
| 15 | 学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。 | 学校がいじめ防止の取組として、「いじめ防止等基本計画」、「いじめ防止プログラム」、「早期発見・事案対処マニュアル」及び「いじめ防止等対策の取り組みについて」を本校ホームページに掲載して周知している。長期休業期間に入る前には、保護者宛てにもSNSの不適切な使用により、いじめにつながる内容を記したプリントを配布し、SNSのトラブルに巻き込まれないようそれぞれの家庭においてもルール決め、SNSの利用について理解していただくよう通知している。 | 引き続き、いじめ防止の取り組みを記した文書を日常的に閲覧できるようにHPに掲載するとともに、長期休業期間における生活への注意点を記したプリントを保護者等宛てにも配布する。 | |
| 16 | いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。 | いじめ対策委員会が検討・決定した、被害学生の保護、加害学生への指導の方針は、適宜、関係主事、担任等から、被害・加害の双方の保護者に伝えるようにしており、これを行うことをいじめ対策委員会において確認し徹底している。 | 引き続き、被害・加害の双方に対して解決に向けた対応方針を伝えることを徹底する。 | |
| 17 | 外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。 | R6年2月に外部有識者の委員7名の出席を得て運営諮問会議を開催し、その中で、本校の保健管理センターの活動資料により、本校におけるいじめ対策や学生によるピアサポートを行っていることを説明している。 | 引き続き、運営諮問会議で説明等を実施する。 | 運営諮問会議を令和7年2月に実施予定 |
| 18 | いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。 | いじめに起因する自殺など重大な事案の発生を未然に防止するため、県内の警察署に設置されている「学校におけるいじめ問題の連絡窓口」の担当者情報を、いじめ対策委員会において情報共有を行っており、SNSのトラブルによるいじめや犯罪行為と疑われるものなどは警察に相談している。 | 引き続き、警察等と連携体制を維持する。 | |